

医法協第19号
令和7年8月21日

厚生労働大臣
福岡資麿 殿

一般社団法人 日本医療法人協会
会長 伊藤 伸一

令和8年度税制改正に関する要望書

超高齢社会に突入したわが国では、地域差はあるものの、各年代に応じた医療ニーズが今後一層高まっていくと考えられます。また近年の気候変動により、いつ発生するかわからない自然災害に備えるためには、平時から医療体制を充実すべきであります。

さらに、ウィズコロナ時代以降も、将来の新興感染症にも対応できる医療提供体制の整備が求められると同時に、質の高い医療・介護の効率的な提供や業務の効率化、医療情報の活用のための医療DXの実現に向けた設備投資、近年の人件費や諸物価の高騰による大幅なコスト増が、利益率の低い医療機関経営に重くのしかかっています。令和7年6月13日の「骨太の方針2025」には高齢化による増加分に加え経済・物価動向を踏まえた対応を加算すると明記されましたが次期診療報酬改定での確実な引き上げが実現されなければなりません。

こうした状況のなかで、さらに医療機関に対する税制を含めた各種の支援措置が不可欠ですが、残念ながら医業税制は必ずしも医療の実情を踏まえたものになっていません。

特に医療に係る消費税制は、建物、設備や医療機器、各種の運営コストに含まれる消費税等を医療機関に負担するよう強いており、控除対象外消費税額は拡大しています。

医療機関の経営破綻を防ぎ、医療体制を維持・確保するためにも、この問題を抜本的に解決する税制上の措置を講ずるべきであります。

実際、建築費の高騰で老朽化に伴う建て替えも困難な上に、さらに高額な消費税が重くのしかかっています。